

京都市告示第 349 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 11 月 15 日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 市 道

路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
南第二経19号 線	南区西九条島町54番地の1地先から	旧	メートル 441.90	4.00 ～メートル 9.00
	同区西九条東柳ノ内町63番地の1地先まで	新	441.90	4.00 ～ 9.00

(建設局道路部道路明示課)